

## 佐世保工業高等専門学校ネットワークシステム利用心得

〔平成 11 年 3 月 26 日  
制 定〕

### (目的)

1. 佐世保工業高等専門学校情報処理センター(以下、「センター」という)のネットワークシステムの利用におけるモラルとセキュリティに関する倫理規程を定めることを目的としている。

### (ユーザIDの管理)

2. 自分のユーザIDやパスワードの管理を厳重に行うこと。
  - (2) ユーザIDは戸籍と同じく、センターのシステムを使用するための重要な証明書なので貸し借りをしないこと。
  - (3) パスワードは決して忘れないこと。
  - (4) 犯罪を誘発するのでパスワードは他人に絶対教えないこと。
  - (5) パスワードは定期的に変更することが望ましい。

### (情報の不正コピー・改ざんの禁止)

3. ファイルの勝手なコピー及び改ざんをしないこと。
  - (2) 有償ソフトウェアのコピーは、著作権の侵害として犯罪に当たるので絶対にしないこと。
  - (3) 他人のプログラムやデータを勝手にコピーや改ざんを決してしないこと。

### (情報の不正な追加・削除禁止)

4. 演習室での勝手なインストールは、資源を無駄に占有し重大なトラブルの原因になるので、絶対行わないこと。
  - (2) システムから削除するときトラブルの原因になるので、絶対行わないこと。

### (情報の不正な設定禁止)

5. 演習室ではシステム設定の勝手な変更はシステムダウンなど重大なトラブルの原因になるので、絶対しないこと。
  - (2) 設定を元に戻すときに重大なトラブルの原因になるので、決して変更しないこと。

### (電子メール)

6. 回線やハードディスク等の資源を無駄使いするので、やたらとメールを書かないこと。
  - (2) 不必要なメールは迷惑であることをわきまえること。
  - (3) 不特定多数の人が読む可能性があり、他人に読むことを強制するので、そのことに留意すること。
  - (4) 巨大なメールやデータファイル等は、システム資源や能力の低下を引き起こし、他人に迷惑になるので送らないこと。

### (電子メール及び個人用ホームページの内容の制限)

7. 発信する情報の中身は公序良俗に反しないこと。
  - (2) 他人の中傷、デマ、嫌がらせ、脅迫などの内容を書かないこと。
  - (3) 他人に損害を与えるような内容を書かないこと。

- ( 4 ) 著作権の侵害にあたることやいかがわしい内容を書かないこと。
- ( 5 ) 読めない文字 ( 例えば半角のカナ文字や句読点、特殊記号など ) を使用しないこと。
- ( 6 ) 個人用ホームページはセンター長の承認を受けた後に開設できる。

( 営利活動や宣伝活動の禁止 )

- 8 . ネットワークを用いて販売行為や政治活動、布教活動をしないこと。
- ( 2 ) 利用目的は、学術・教育・研究、学生活動に限定すること。
- ( 3 ) 営業活動などの金儲けのためには絶対利用しないこと。

( 自分のプライバシーの守秘義務 )

- 9 . 自分のプライバシーを守ること。
- ( 2 ) 不特定多数の人にメールを出すと、自分のメールアドレスを教えたことになるので不必要なメールは出さないこと。
- ( 3 ) 相手先ではどう管理されているか判らないので、重要な秘密は送らないこと。
- ( 4 ) 相手先のメールアドレスを絶対間違えないこと。
- ( 5 ) 自分のセキュリティを守らないと、犯罪者の侵入を許すことになるので、自己管理を厳重にすること。

( 他人のプライバシーの守秘義務 )

- 10 . 他人のプライバシーを守ること。
- ( 2 ) 他人から受けたメールの管理を厳重におこなうこと。
- ( 3 ) 他人から受けたメールをむやみに他人にメールしないこと。

( コンピュータウイルス対策 )

- 11 . コンピュータウイルスの侵入を未然に防ぐこと。
- ( 2 ) メール添付ファイルは、ウイルス検査後に開くこと。
- ( 3 ) マクロ機能の自動実行は、マクロウイルスの侵入を招くのでしないこと。
- ( 4 ) ウイルスに感染した兆候を見逃さずに、センター管理者に届け出ること。  
兆候としては、
  - システムが突然止まる。
  - システムが起動できない。
  - ファイルが無くなったり、属性が急に変化する。
  - プログラムサイズやタイムスタンプがオリジナルと異なる。
  - ユーザの意図しない不自然なアクセスの跡がある。
- ( 5 ) ファイルのダウンロード後は、ウイルス検査を行うこと。
- ( 6 ) ワクチンソフトを活用すること。
- ( 7 ) データのバックアップは確実にを行うこと。

附則

- 1 この利用心得は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。